

遠隔診療の取扱いにかかる通知について

1. これまでの経緯

平成 9 年 12 月 健康政策局長通知：(別紙①)

- 『情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について』

平成 15 年 3 月 医政局長通知：(別紙②)

- 遠隔診療の対象となる患者の例示

平成 23 年 3 月 医政局長通知：(別紙③)

- 2 種類の疾患を例示に追加

規制改革会議 健康・医療ワーキング・グループ第 3 期において議論

平成 27 年 6 月 「規制改革実施計画」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)

事項名	規制改革の内容	実施時期
遠隔診療の取扱いの明確化	局長通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」における遠隔診療の取扱いを分かりやすくするため、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものであれば、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、医師の判断により、遠隔診療を行うことが可能であるという取扱いを明確化する。	平成 27 年度 措置

平成 27 年 8 月 事務連絡（医政局長名）：(別紙④)

- 「離島、へき地」はあくまで例示
- 「対象となる疾患」はあくまで例示
- 「直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではない」

2. 規制改革推進会議（投資等ワーキング・グループ）における議論

平成 29 年 3 月 規制改革推進会議 第 10 回 投資等ワーキング・グループ

- 要望者からの意見を広く聴取した結果、遠隔診療を推進する観点から、遠隔診療の取扱いの更なる明確化が必要との結論に至った。

平成 29 年 6 月 「規制改革実施計画」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)

事項名	規制改革の内容	実施時期
遠隔診療の取扱いの明確化	情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について、以下の事項を含め、取扱いを明確に周知するため、新たな通知の発出を行う。 ・「離島・へき地」以外でも可能であること。 ・初診時も可能であること。 ・医師の判断で実施可能な具体的な症例として、全て遠隔で行う禁煙外来、1 回の診療で完結する疾病が想定されること。 ・医師の判断で活用可能なツールとして、SNS や画像と電子メール等の組合せが想定されること。	平成 29 年度 上期 検討・結論・ 措置